

ニュースポーツへの取組状況は

問 ニュースポーツの推進に向けた本市の取組は。

答 産業振興部長／ニュースポーツの普及を図るため、市より委嘱したスポーツ推進委員がコーディネーターとなり、各地域でモルック、ファミリーバドミントン、ポッチャ等、様々なニュースポーツの研修会や体験教室を開催しており、要望があれば用具の貸出しも行っている。香陵アリーナでは、ミズノ主催の沼津NEXTスポーツフェスタが開催され、ポッチャの体験コーナーが設けられたほか、今後も市主催のファミリー



▲誰もが楽しめるニュースポーツ

バドミントン、ソフトバレーといったニュースポーツ大会の開催を予定している。今後も、一人でも多くの市民が運動を始めるきっかけとなるよう、スポーツ推進委員やスポーツ協会、民間事業者と連携を図りながら、ニュースポーツの普及促進に取り組んでいく。

佐野 博一



本市の廃棄物処理の現状は

問 本市の環境保全の取組における廃棄物処理の位置づけは。

答 生活環境部長／第二次沼津市環境基本計画において、市・市民・事業者・滞在者の協働の下、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指すものと位置づけており、分別収集によるごみの発生抑制、再使用、再資源化に取り組んでいる。

問 第二次沼津市環境基本計画の達成状況は。

答 生活環境部長／計画において環境指標に対する数値目標を定めており、令和4年度末時点で、家庭系ご

みの一人一日当たりの排出量は令和七年度の間目標の五百三十六・七グラムに対して四・七グラム、事業系ごみの年間排出量は二万八百七十四トンに対して千六百二十トン、それぞれ下回り、現時点で中間目標を達成している。

問 本市の不法投棄の現状と取組は。

答 生活環境部長／過去五年間の不法投棄ごみ処分量は、年間十トン前後を推移している。取組としては、広報めまづなどによる広報や不法投棄禁止看板の設置、関係機関等と連携したパトロール等を実施している。

井原 三千雄



障害者差別解消法の改正を踏まえた本市の対応は

問 障害者差別解消法の一部改正により義務化される、事業者による合理的配慮の提供について、①本市の認識は。②障がいのある人や事業者からの相談体制は。③今後の取組は。

答 福祉事務所長／①必要となる合理的配慮の内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なることから、事業者等においては、障がいのある人との対話を重ね、共に対応を検討していくことが重要であると認識している。②本市では、障がい福祉課が窓口となり、障がい者差別

等に関する相談に対応し、指導・助言を行っている。今後、合理的配慮の提供の義務化に伴い、相談が増加することが予想されることから、国・県等の相談事例の収集や事例検討等により、関係職員のスキル向上を図っていく。③今後は、国・県と連携し、障がいのある人に対する差別解消を推進していく。また、広報めまづや市ホームページへの掲載等により、市民や事業者に対し、合理的配慮の提供について一層の周知を図るほか、市職員に対しても、説明会等を通じて理解の促進を図っていく。

尾藤 正弘



带状疱疹ワクチン接種促進に向けた取組は

問 带状疱疹（ほうしん）は、発症すると強い痛みを伴い、合併症や後遺症のリスクもある疾患であり、ワクチン接種が推奨されているが、带状疱疹ワクチン接種に対する本市の認識と接種促進に向けた取組は。

答 市長／带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく定期の予防接種には位置づけられておらず、接種は任意となつている。本ワクチンの接種により带状疱疹ウイルスに対する免疫力が高められ、発症率を低下させるとともに、重症化や後遺症を防ぐことに効果があると言われており、予

防対策としての意義は大きいものと認識している。また、ワクチン接種については、「市民の声」に意見が寄せられているほか、沼津医師会からは、高額となる接種費用に対し助成を求める要望が提出されている。自治体による接種費用助成の動きが広がりつつあり、また、国では定期接種化の検討が進められていることから、今後は国等の動向を注視しつつ、ワクチン接種に関する情報提供を広く行うとともに、接種費用の助成を含め、希望する人が安心して接種できる環境整備に取り組んでいく。

片岡 章一

